

## 最終化された総損失吸収力（TLAC）の枠組み —TBTFの終結を図る新たなG-SIB規制の概要—

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 金融安定理事会（FSB）は2015年11月、G-SIBsの破綻処理における損失吸収力および資本再構築力に関する新たな規制として、G-SIBsを対象に総損失吸収力（TLAC）の確保を求める規制の枠組みを最終化した。FSBは、TLACを銀行のトゥー・ビッグ・トゥ・フェイルの問題の終結にとって不可欠の要素であると位置づけている。
2. 最低 TLAC（外部 TLAC）は二段階で適用され、2019年からリスク・アセットの最低16%かつレバレッジ比率エクスポージャー（分母）の最低6%、2022年以降はリスク・アセットの最低18%かつレバレッジ比率エクスポージャーの最低6.75%が求められる。日本のG-SIBsには、預金保険制度に係るコミットメントに関してリスク・アセット比16%の場合には2.5%と同額、18%の場合には3.5%と同額を最低 TLAC に算入することが認められる。また、G-SIBsの海外子会社には、母国親会社に損失を移すための内部 TLAC が要求される。
3. TLAC 適格商品の要件に関しては、バーゼルⅢ最低規制資本は最低 TLAC に含まれることから TLAC 適格要件を満たすことになるが、投資家の損失負担を確保する観点から、追加的要件として破綻処理対象エンティティ（例えば、破綻処理戦略として SPE が適用される場合は持株会社）から直接発行されていることが求められる。また、TLAC 適格債務については、無担保や残存期間1年以上といった要件とともに、TLAC から除外される一定の債務（預金保険対象預金やデリバティブから生じる債務を含む）に対する劣後性の要件を満たさなければならない。
4. なお、G-SIBs が発行する TLAC（規制資本以外）に関しては、FSB の最終文書と同時に公表されたバーゼル委員会の市中協議文書の中で、銀行はバーゼルⅢのダブルギアリング規制の下、TLAC を Tier2 資本と同様のものとして取扱うことが提案されている。
5. TLAC に関する次の焦点は、各国がどのような規制の枠組みを導入するかである。TLAC に関しては、SPE か MPE かという破綻処理戦略の選択が規制の枠組みを定める重要な要素となるが、現時点では日本を含む多くの G-SIBs についてどのような破綻処理戦略が適用されるのかが明らかではない。また、TLAC 除外債務に対する劣後性の要件など、各国が TLAC タームシートの基準をどのように満たすかによって TLAC 適格商品の性質が異なる点にも留意が必要である。さらに、FSB の最終文書は G-SIBs 共通の最低基準であって、各国はそれを上回る TLAC 規制を適用する可能性がある。今後、各国における TLAC 規制の枠組みの具体化の動きに注目していく必要があるだろう。

## I TLAC に関する最終文書

金融安定理事会（FSB）は 2015 年 11 月 9 日、「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力および資本再構築力に係る原則：総損失吸収力（TLAC）のタームシート」と題した最終文書を公表した<sup>1</sup>。これは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）を対象に破綻処理の際の損失吸収力および資本再構築力に関する規制として「総損失吸収力（total loss absorbing capacity; TLAC）」の確保を求める新たな規制の枠組みを最終化したものである。TLAC に関しては、2014 年 11 月に FSB から市中協議文書を提案されており、2015 年 11 月 15、16 日にトルコのアンタルヤで開催された G20 サミットまでに最終化を図ることを目標として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）との協議の下で具体的な検討が進められてきた<sup>2</sup>。

マーク・カーニーFSB 議長は、最終文書の公表に際して、新たな規制が銀行のトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（too big to fail; TBTF）の問題の終結にとって不可欠の要素であるとし、新規制を導入することに伴う経済的なベネフィットが規制導入の経済的コストを大きく上回っていることを指摘した<sup>3</sup>。そして、アンタルヤ・サミットでは、TBTF の終結に向けた重要なステップとして G-SIBs の TLAC に関する共通の国際基準を最終化したと首脳コミュニケにおいて述べられており、FSB の最終文書に対して G20 首脳の承認が得られている<sup>4</sup>。今後、G-SIBs の母国当局によって TLAC の規制の枠組みが各国において導入されることになる。

FSB が提示した TLAC に関する新たな規制の枠組みは、以下のとおり（図表 1）。

- G-SIBs 共通の最低 TLAC（外部 TLAC）として、①TLAC リスク・アセット最低基準（TLAC RWA Minimum）と、②TLAC レバレッジ比率エクスポージャー基準（TLAC LRE Minimum）の 2 つの最低基準を導入（破綻処理ツールが適用されるエンティティを対象に適用）
  - ❖ TLAC リスク・アセット最低基準は、2019 年 1 月 1 日から破綻処理対象グループのリスク・アセットの最低 16%、2022 年 1 月 1 日以降は最低 18%（ただし、バーゼルⅢの規制資本バッファを含まない）
  - ❖ TLAC レバレッジ比率エクスポージャー最低基準は、2019 年 1 月 1 日からバーゼルⅢレバレッジ比率の分母の最低 6%、2022 年 1 月 1 日以降は最低 6.75%
- 秩序ある破綻処理のために適切かつ必要と判断される場合、G-SIBs 共通の最低基準を上回る最低 TLAC（会社固有最低 TLAC）を設定することが可能

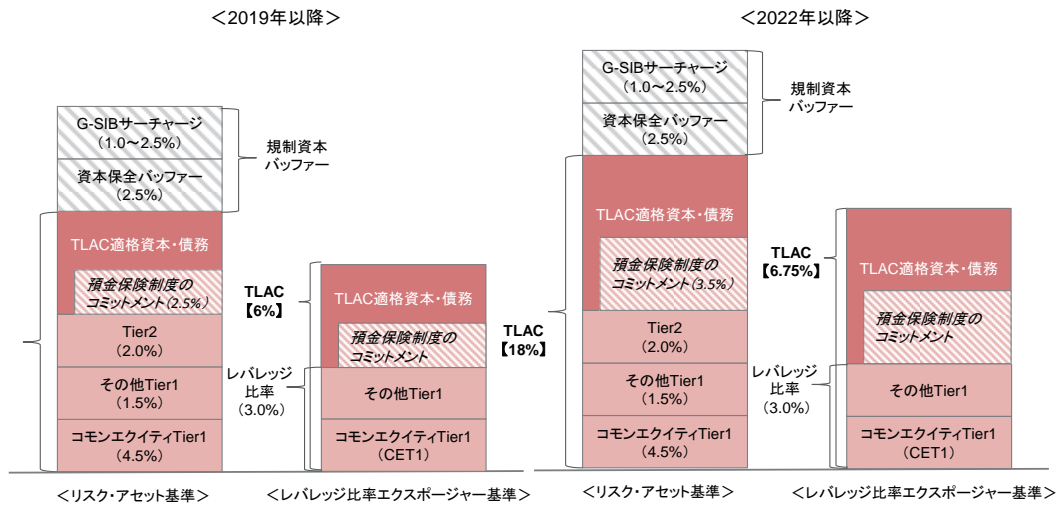
<sup>1</sup> FSB, “Principles on Loss-absorbing and Recapitalisation Capacity of G-SIBs in Resolution; Total Loss-absorbing Capacity (TLAC) Term Sheet,” 9 November 2015. (<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/TLAC-Principles-and-Term-Sheet-for-publication-final.pdf>).

<sup>2</sup> FSB, “Adequacy of Loss-absorbing Capacity of Global Systemically Important Banks in Resolution,” 10 November 2014.

<sup>3</sup> FSB, “FSB Issues Final Total Loss-Absorbing Capacity Standard for Global Systemically Important Banks,” Press Release, 9 November 2015.

<sup>4</sup> G20 アンタルヤ・サミット首脳コミュニケ（仮訳）を参照 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_001553.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001553.html))。

図表 1 最低 TLAC の段階適用



(出所) 最終文書より野村資本市場研究所作成

- 外部 TLAC の 33%以上は債務（規制資本に含まれる債務、規制資本に該当しない TLAC 適格債務）であることが望ましい
- 破綻処理ツールが適用されない海外の重要子会社を対象に、破綻処理ツールが適用される母国親会社に損失を移すための内部 TLAC を要求
- 主に日本の G-SIBs を対象とする特例として、預金保険制度に係るコミットメントに関して、リスク・アセット比で最低基準が 16% の場合には 2.5% と同額、18% の場合には 3.5% と同額を最低 TLAC に算入可（レバレッジ・エクスポージャーでも可）
- 新興市場国（中国を含む）の G-SIBs の最低 TLAC は、原則として、2025 年からリスク・アセットの 16% およびレバレッジ比率エクスポージャーの 6%、2028 年以降はリスク・アセットの 18% およびレバレッジ比率エクスポージャーの 6.75%

## II TLAC と破綻処理戦略との関係

TLAC の規制の枠組みは、G-SIBs の破綻処理戦略（resolution strategy）のあり方によって適用の仕方が変わることになる。そこで、FSB が明らかにした TLAC の規制の枠組みを確認する前にまずは破綻処理戦略に関する国際的な議論を整理する。

FSB は 2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおいて、破綻処理制度の新たな国際基準としてペイルイン（bail-in）を含む破綻処理当局（resolution authority）が有すべき権限や責任、措置を規定した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（以下、「主要な特性」）を策定した<sup>5</sup>。破綻処理戦略とは、主要な特性を踏まえて各国で整備されている秩序ある破綻処理（orderly resolution）の枠組みの下、より具体的な G-SIBs の破綻処

<sup>5</sup> FSB, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions,” 15 October 2014. なお、主要な特性は 2014 年 10 月に一部改訂されている。

理のプロセスを定めるものである。G-SIBs の破綻処理計画（RRP）の前提となる破綻処理戦略には一般に、①シングル・ポイント・オブ・エントリー（Single Point of Entry; SPE）と、②マルチプル・ポイント・オブ・エントリー（Multiple Point of Entry; MPE）がある<sup>6</sup>。

SPE とは、銀行グループをグローバル連結ベースで監督する責任を有する母国の破綻処理当局が、バイルインや事業譲渡といった破綻処理ツールをグループ最上位の親会社または持株会社に適用する破綻処理戦略である。SPE の下では、グループ内で生じた損失は最上位の親会社、持株会社が発行する株式や無担保債務の元本削減、エクイティへの転換を通じて吸収される。最上位の親会社、持株会社のレベルで十分に損失吸収力が確保されていれば、金融業務を営む業務子会社（銀行子会社、証券子会社を含む）や関係会社は、破綻処理手を適用することなくゴーイングコンサーンとして業務継続が可能になる。一方、ホスト国の当局は、母国当局が主導する SPE による破綻処理を支援するように権限を使うことが求められる。したがって、SPE の下では、業務子会社や関係会社の業務継続を確保するために、最上位の親会社または持株会社がグループで生じた損失の吸収を図るために十分な損失吸収力を有している必要がある。

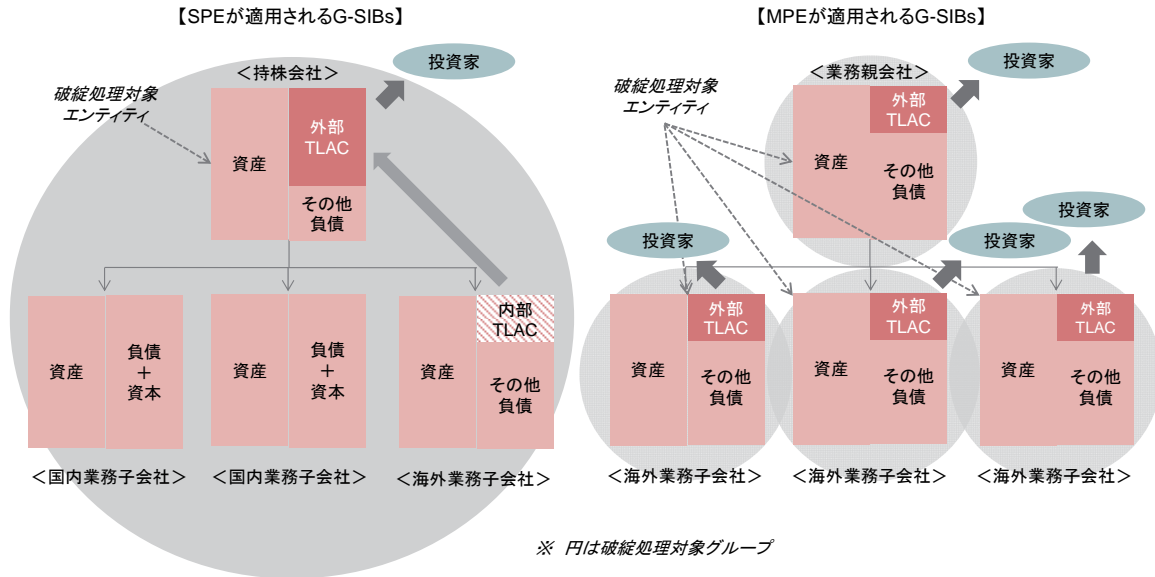
一方、MPE とは、銀行グループの異なるパート（国別、地域別、ビジネス・ライン別、またはそれらの組合せ）に対して複数の破綻処理当局が個々に破綻処理権限を適用するものである。MPE を適用した結果、銀行グループは分割され複数に分かれる可能性がある。各パートに適用される破綻処理権限は必ずしも同じである必要はなく、バイルイン、ブリッジバンク、事業譲渡、清算手続といった破綻処理ツールが個々に適用される。ただし、異なる破綻処理ツールの実効性を損なうような利益相反や不調和、無秩序な資金の引出し、金融機関間の波及を避けるため、MPE においても法域間での協調が求められる。したがって、MPE では、異なる破綻処理ツールが適用されるグループ内の各パートにおいて十分な損失吸収力が確保されていなければならない。

FSB が公表した TLAC の最終文書は、SPE や MPE という G-SIBs の破綻処理戦略の違いを考慮して策定されている。すなわち、外部 TLAC（最低 TLAC）は、G-SIBs の破綻処理戦略に基づいて破綻処理ツールが適用される破綻処理対象エンティティ（resolution entity）を対象に適用される。そして、各破綻処理対象エンティティの外部 TLAC の必要水準は、破綻処理対象エンティティを含む破綻処理対象グループ（resolution group）の連結バランスシートに対して求められる。破綻処理対象グループとは、①破綻処理対象エンティティ、②破綻処理対象エンティティの（それ自身は破綻処理対象エンティティまたは他の破綻処理対象エンティティの子会社ではない）直接子会社・間接子会社で構成される。

具体的には、持株会社のグループ形態をとる G-SIBs で SPE が適用される場合は、持株会社が破綻処理対象エンティティとなる。持株会社傘下の業務子会社や関係会社は、破綻処理ツールが適用されず業務継続が図られることから破綻処理対象エンティティには該当しないが、破綻処理対象エンティティの子会社として破綻処理対象グループに含まれる（図表 2）。

<sup>6</sup> FSB, “Recovery and Resolution Planning for Systemically Important Financial Institutions: Guidance on Developing Effective Resolution Strategies,” 16 July 2013.

図表 2 破綻処理戦略と最低 TLAC の関係（概念図）



(出所) 野村資本市場研究所

この場合、外部 TLAC は破綻処理対象エンティティである持株会社が対象となるものの、破綻処理対象グループの連結バランスシートによって外部 TLAC が計測されることから、結果として持株会社の連結バランスシートをベースにして必要な TLAC が求められる。なお、破綻処理ツールが適用されない海外重要子会社には、損失を母国親会社に移すことを目的とする内部 TLAC が要求される。

一方、MPE が適用される G-SIBs の場合は、SPE が適用される G-SIBs の場合とは異なる。MPE の下では、国別、地域別、ビジネス・ライン別にグループ内の各パートに個々に破綻処理ツールが適用されることから、破綻処理対象エンティティは各パートに分かれることになる。したがって、外部 TLAC は個々の破綻処理対象エンティティを対象に適用され、必要な外部 TLAC の水準は個々の破綻処理対象グループ（破綻処理対象エンティティの子会社を含む）の連結バランスシートに対して設定されることになる。そのため、MPE が適用される G-SIBs の場合は、個々の破綻処理対象エンティティに適用される外部 TLAC を合計した額と、銀行グループ全体の連結バランスシートで計った TLAC の額が必ずしも一致しない。

すなわち、FSB が提示した TLAC の規制の枠組みは、SPE かあるいは MPE かという破綻処理戦略の選択によって規制対象が異なる仕組みとなっている。G-SIBs の破綻処理戦略として SPE を適用する方針を正式に明らかにしているのは、米国、英国、スイスである。日本に関しては、持株会社が発行する社債を TLAC の中に含めることができるとする報道があることから、SPE が想定されていると考えられる<sup>7</sup>。もっとも、日本の G-SIBs に対してどのような破綻処理戦略が適用されるかについては、現時点では明らかにされていない。

<sup>7</sup> 例えば、「新資本規制、2段階で 巨大銀の破綻に備え」2015年11月10日朝刊、日本経済新聞を参照。

### III 損失吸収力および資本再構築力に関する原則

FSB が公表した TLAC に関する最終文書は、市中協議文書と同様、①破綻処理における G-SIB の損失吸収力および資本再構築力に関する原則と、②TLAC の具体的な要件を記した TLAC タームシートで構成されている。前者については、金融の安定への影響を最小化し、重要な機能の継続性を確保し、公的資金の損失を回避する秩序ある破綻処理を適用するため、破綻処理において利用可能な十分な損失吸収力および資本再構築力に関する原則として位置づけられている。

一方、TLAC タームシートは、G-SIBs の総損失吸収力について国際的に合意された基準として上記の原則の適用を図るものである。そして、TLAC タームシートは、G-SIBs の破綻処理においてペイルインを容易に適用できる商品や債務に関する要件を定義したものと述べられている<sup>8</sup>。TLAC がペイルインの実行可能性を確保することを狙いとしたものであることがわかる。

最終文書が明らかにした G-SIB の損失吸収力および資本再構築力に関する原則は、図表 3 のとおりであり、市中協議文書で示された原則と概ね同じである。主な違いとしては、市中協議文書では、第 2 の柱（Pillar2）の下で共通最低基準を上回る TLAC の適用を認めることとしていたが、最終文書では、法域間の適用の一貫性の観点から、第 2 の柱として

図表 3 破綻処理における G-SIBs の損失吸収力および資本再構築力に関する原則

原則	
(i)	金融の安定への影響を最小化し、重要な機能の継続を確保し、納税者の損失負担(すなわち公的資金)による信託の喪失を回避する秩序ある破綻処理を適用する観点から、破綻処理の中で十分な損失吸収および資本再構築を可能にする能力を保持すること
(ii)	当局は、原則(iii)、(iv)および(v)に従って、個々のG-SIBに対して会社固有(firm-specific)のTLACを決定すること
(iii)	個々のG-SIBは、FSBで合意された共通最低基準に少なくとも同額の会社固有の最低TLAC要件に適合すること
(iv)	会社固有の最低TLACを設定する際、当局は、破綻処理以前に発生する損失に加えて、破綻処理の措置に必要な情報をもたらす慎重な価値評価(prudent valuation)において実現した損失について、適切に保守的前提を置くこと
(v)	破綻処理の措置を講じた後、重要な機能の継続を確保するため、破綻処理後に現れるエンティティまたはエンティティのグループは、連結ベースの資本規制を含め、当局の承認を得るための条件を満たし、市場の信託を得るために十分な資本を有していること
(vi)	ホスト国当局は、破綻処理の開始の時点において、法的な確実性の下、当該法域に所在する子会社に十分な損失吸収および資本再構築の能力があるということに信託を置くこと
(vii)	最低TLAC適格商品によって損失吸収を図る場合は、法的執行が可能であり、システミック・リスクまたは重要な機能の提供に混乱をもたらすことがないようにすること
(viii)	最低TLACの適格商品は、要求があり次第または短期間の通知で償還することができない安定的で長期の債権等であること
(ix)	規制資本バッファは、破綻処理開始前に利用可能であること
(x)	破綻処理の中で十分な損失吸収力が可能になるよう、最低TLACの抵触または抵触の可能性は、最低資本規制の抵触または抵触の可能性と同様に厳格に扱い、迅速に対処すること
(xi)	投資家、債権者、カウンターパーティ、顧客および預金者にとって、破綻処理における損失吸収を図る順位が明確であること
(xii)	当局は、G-SIBsおよびその他の国際的に活動する銀行がG-SIBsが発行する最低TLAC要件を満たす商品を保有することについて、適切な保守的制限をかけること
(xiii)	会社固有のTLAC要件の水準調整および構成については、FSBのレゾルパビリティ・アセスメント・プロセス(RAP)の下で検証されること

(出所) 最終文書より野村資本市場研究所作成

<sup>8</sup> 一方で、TLAC タームシートは、破綻処理法制の下でペイルインやその他の破綻処理ツールの適用を通じて債務に損失を生じさせる破綻処理当局の権限を制限するものではないことを確認している。

の扱いに替えて、秩序ある破綻処理の適用のために適切かつ必要と判断される場合において、会社固有（firm-specific）の最低 TLAC として共通最低基準を上回る水準を設定することを認めている点である。

## IV TLAC タームシートの概要

FSB の最終文書が提示した TLAC タームシートの概要を確認する（後掲参考 2 に訳出）。TLAC の規制の枠組みは、G-SIBs を対象として、①投資家による損失負担を凶る外部 TLAC（external TLAC）、すなわち最低 TLAC と、②海外子会社から母国親会社に損失を移管するための内部 TLAC（internal TLAC）という 2 つの規制基準で構成されている。

### 1. 外部 TLAC（最低 TLAC）の枠組み

G-SIBs は、バーゼルⅢの最低資本規制に加えて、最低外部総損失吸収力（Minimum External Total Loss-absorbing Capacity）、すなわち最低 TLAC（Minimum TLAC）の遵守が求められる。前述のとおり、最低 TLAC の対象は、G-SIBs のグループ内で破綻処理ツールが適用される破綻処理対象エンティティであり、破綻処理対象エンティティとその子会社で構成される破綻処理対象グループの連結バランスシートで TLAC は計測される。「外部」とは、破綻処理対象エンティティがサードパーティに直接発行した TLAC 適格の商品あるいは債務であることを意味している。

SPE が適用される G-SIBs の場合、持株会社が破綻処理対象エンティティとなるため、破綻処理対象グループの連結バランスシートと持株会社の連結バランスシートは一致する。一方、MPE が適用される G-SIBs の場合は、個々の破綻処理対象グループの連結バランスシートで最低 TLAC が求められるため、銀行グループの連結バランスシートで計測した水準を上回る可能性がある。そこで、レベル・プレイング・フィールドの観点から、破綻処理対象エンティティの最低 TLAC の合計が、G-SIBs に単一の破綻処理対象エンティティしかなかったと仮定した場合の最低 TLAC を上回る場合には、G-SIBs の「危機管理グループ（Crisis Management Group; CMG）」において、母国当局およびホスト国当局がその差異を最小化または解消する調整を行うことを認めている<sup>9</sup>。

最低 TLAC は二段階で適用される。TLAC リスク・アセット最低基準では、2019 年から破綻処理対象グループのリスク・アセットの最低 16%、2022 年以降は最低 18%が求められる。最低 TLAC はバーゼルⅢ最低規制資本を含む一方で、資本保全バッファや G-SIB バッファを含む規制資本バッファは最低 TLAC から除かれる（前掲図表 1）。仮に Tier2 資本や TLAC 適格債務の借換えができずに TLAC の水準が下がった場合は、まず

<sup>9</sup> CMG とは、G-SIBs の監督当局、中央銀行、破綻処理当局、財務省、預金保険機関で構成され、①情報共有とともに、②G-SIBs の破綻処理計画（RRP）を策定し、③G-SIBs のレゾルバビリティに関してレビューを行って、FSB に報告を行う組織である。G-SIBs の破綻処理戦略の検討も CMG で行われる。

は規制資本バッファーに抵触することになる。一方、TLAC レバレッジ比率エクスポージャー最低基準に関しては、2019 年からバーゼルⅢレバレッジ比率の分母の最低 6%、2022 年以降は最低 6.75%が要求される<sup>10</sup>。また、レバレッジ比率エクスポージャー最低基準では、リスク・アセット最低基準とは異なり、各国当局の裁量の下で最低水準を上げたり、レバレッジ比率に係るバッファーを適用することを認めている。

さらに、個々の G-SIBs に適用される最低 TLAC に関して、母国当局が CMG と協議の上、秩序ある破綻処理の適用のために適切かつ必要と判断する場合には、共通最低基準を上回る会社固有の最低 TLAC を要求することができる。

## 2. 外部 TLAC の適格要件

### 1) 外部 TLAC 適格資本

バーゼルⅢ最低規制資本は最低 TLAC に含まれることから、規制資本の適格要件を満たす資本商品は最低 TLAC として考慮されるが、投資家の損失負担を確保する観点から追加的な適格要件として、破綻処理対象エンティティから直接発行されていることが求められる<sup>11</sup>。例えば、持株会社を採用する G-SIBs の場合、持株会社の連結自己資本比率には、バーゼルⅢテキストの下で銀行子会社が発行する規制資本商品を自己資本に算入することができる。しかしながら、SPE の下では、銀行子会社は破綻処理対象エンティティに該当しないため、銀行子会社が発行する規制資本商品は外部 TLAC の要件を満たさないことになる。

ただし、一定の例外措置や経過措置が設けられている。第一に、コモンエクイティ Tier1 (CET1) については、バーゼルⅢテキストの paragraph 62 の下、破綻処理対象グループ内の子会社が発行しサードパーティが保有する CET1 は、外部 TLAC として認められる<sup>12</sup>。第二に、破綻処理対象グループ内の子会社が発行しサードパーティが保有する CET1 以外の規制資本商品（その他 Tier1、Tier2）に関しては、2021 年末まで最低 TLAC に考慮できる。第三に、破綻処理対象エンティティの完全子会社であるファンディング・エンティティ（ファンディングを目的とする特定目的会社）が発

<sup>10</sup> レバレッジ比率エクスポージャー基準では、リスク・アセット基準とは異なり、破綻処理対象グループを対象とすることが明記されておらず、銀行グループの連結ベースで規制が適用される可能性もある。破綻処理対象グループか銀行グループ連結かという違いに関して、SPE では差異は生じないと考えられるが、MPE では差異が生じる可能性がある。

<sup>11</sup> 外部 TLAC に関するその他の追加的な要件として、①破綻処理対象エンティティが所在国以外の法域の法律の下で CET1 以外の規制資本商品を発行している場合、破綻処理対象エンティティの破綻処理当局が適用する破綻処理ツールが有効かつ強制できる場合に限って外部 TLAC として認められること、②破綻処理対象エンティティの所在国以外の法域に所在する子会社が CET1 以外の規制資本商品を発行している場合、母国当局およびホスト国当局の合意の下、子会社が存続不能時 (at the point of non-viability; PONV) に法的破綻手続を開始することなく、元本削減やエクイティ転換ができるものでなければならないこと等が定められている。例えば、前者に関しては、EU の BRRD の下で発行されるバイルイン条項の付いた海外発行債が想定される。

<sup>12</sup> Paragraph 62 では、銀行の連結子会社が発行する普通株式から生じる少数株主持分については、①少数株主持分を発生させている商品が、規制資本上の普通株式の分類基準に適合し、かつ②当該商品を発行する子会社が自身が銀行である場合に限って、CET1 として認められる。



行する債務については、一定の条件の下で 2022 年 1 月 1 日以前に発行されたものに限って、最低 TLAC に算入することができる<sup>13</sup>。

## 2) 外部 TLAC 適格債務

外部 TLAC に算入できる TLAC 適格商品 (TLAC-eligible instrument) として外部 TLAC 適格債務に関しては、破綻処理の際の損失吸収力を確保する観点から以下のすべての要件が求められる。

- 払込み済みであること
- 無担保であること
- 破綻処理において損失吸収を損なう相殺、ネットティングの権限下に置かれていないこと
- 残存期間 1 年超または永久 (満期なし) であること<sup>14</sup>
- 破綻処理対象エンティティによってファンディングされていないこと

一方、TLAC から除外される債務 (excluded liability) として、以下が挙げられている。

- 預金保険対象預金
- 要求払い預金、短期預金 (当初満期 1 年未満)
- デリバティブから生じる債務
- デリバティブにリンクした性質を有する債務：ストラクチャード・ノートを含む
- 契約以外から生じる債務：税金債務を含む
- 破産法の下、無担保シニア債権者に優先する債務
- 発行体が服する法律の下、ベイルインが適用されない債務、訴訟または損害賠償の重大なリスクを生じることなく破綻処理当局が元本削減、エクイティ転換ができない債務

その上で、破綻処理の実行可能性としてレゾルバビリティ (resolvability) を確保するためには、TLAC 適格債務が除外債務よりも先に損失吸収を図ることを確保することが必要であることから、外部 TLAC 適格債務には、除外債務に対する劣後性として以下のいずれかの要件が求められる。

- 契約上の劣後 (contractual subordination)：破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、除外債務に契約上劣後していること
- 法的劣後 (statutory subordination)：破綻処理対象エンティティのバランスシ-

<sup>13</sup> 一定の条件とは、①バーゼルⅢテキストの paragraph 65 に基づいて発行され、②発行された TLAC が破綻処理の開始により破綻処理対象エンティティの損失を吸収することが法的に確実であり、③母国当局およびホスト国当局が CMG において合意することが挙げられている。

<sup>14</sup> バーゼルⅢ規制資本では償還までの期限が 5 年以内の商品にはアモチゼーションが適用されるが、TLAC では破綻処理の際の損失吸収力および資本再構築力を確保する観点からアモチゼーションは求められていない。

トにおいて、除外債務に対して法的な債権順位が下位にあること

- 構造劣後（structural subordination）：破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、TLAC 適格商品と同順位（pari passu）または劣後する除外債務をバランスシートにもたない破綻処理対象エンティティ（例えば、持株会社）が発行していること

外部 TLAC 適格債務の除外債務に対する劣後性の要件には例外措置が設けられている。構造劣後の要件について、破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、TLAC 債務と同順位または劣後する除外債務が適格外部 TLAC の 5%以内であれば劣後性の要件を満たすことになる<sup>15</sup>。

その他、適格外部 TLAC には、原則として、破綻処理対象エンティティが設立された国の法律を根拠法とすることが求められている。また、適格外部 TLAC のトリガー要件として、破綻処理当局が破綻処理において元本削減またはエクイティ転換を行うことを認める契約上のトリガーまたは法的メカニズム（statutory mechanism）の下に置かれている必要がある。

さらに、破綻処理において損失を吸収し資本再構築を図るためには、資本のみでは資本再構築力が得られないことから、十分な長期債務が必要となる。そのような観点から、G-SIBs の破綻処理対象エンティティにおいて、債務の形態をとる Tier1 および Tier2 資本商品、規制資本に該当しないその他の TLAC 適格債務の合計は、最低 TLAC の 33%以上であることが望ましいとされている。

そして、日本の預金保険制度上の措置を念頭に置いたものと想定される規定として、秩序ある破綻処理の実現、特に金融機関の重要な機能の継続性を確保するために必要なものとして、（損失をカバーし資本再構築の必要性に応じる）破綻処理のファンディング・コストと一時的な破綻処理ファンディングの供与が求められる当局が行う、破綻処理における資本再構築を図る事前のコミットメント（公的支援）を最低 TLAC として考慮することができる<sup>16</sup>。当該コミットメントに対しては業界からの事前徴収による負担が求められることを前提に、TLAC リスク・アセット最低基準が最低 16%の場合にはリスク・アセットの 2.5%と同額、最低 18%の場合には 3.5%と同額を破綻処理対象エンティティの最低 TLAC として考慮することができる。

### 3) 内部 TLAC の枠組み

最終文書は、外部 TLAC に加えて内部 TLAC を規定している。外部 TLAC は、破

<sup>15</sup> その際、①G-SIBs の破綻処理当局が破綻処理において同順位の債権者間で異なる扱いができる権限があること、②破綻処理において除外債務を有利に扱うことが、訴訟または損害賠償の重大なリスクを生じないこと、③そのことがレゾルバビリティに悪影響を与えないことという要件が併せて求められている。

<sup>16</sup> その場合、①関係当局の合意があり、②(a)資金供与の際にシニア債権者が損失を負担することが求められないこと、(b)資金供与される額に関して法律で特に制限されていないことを含め、資金供与を図ることに法的な障害がないことが条件となる。

綻処理対象エンティティがサードパーティに発行することで投資家の損失負担を図る仕組みである一方、内部 TLAC は、破綻処理対象エンティティではない海外子会社から母国親会社に損失を移すことを目的とするものである。内部 TLAC は、SPE が適用される G-SIBs において重要になる。

具体的には、内部 TLAC は重要サブグループ (material sub-group) に適用される。重要サブグループとは、それ自身は破綻処理対象エンティティではない子会社であって破綻処理対象エンティティの母国外の同一法域で設立されている子会社のうち重要性の基準を満たす子会社で構成されるものである<sup>17</sup>。重要サブグループの構成と内部 TLAC の配分は、ホスト国当局が母国当局や CMG との協議の上で決定する。内部 TLAC の必要水準は、重要サブグループが破綻処理対象グループであった場合に適用されるであろう外部最低 TLAC の 75~90%とされている。そして、破綻処理対象エンティティは、それ自身のバランスシートの重大なリスクをカバーするために必要な TLAC に内部 TLAC を加えた額の外部 TLAC を発行しなければならない。

内部 TLAC の適格要件は、発行体や保有者に関する要件を除けば、外部 TLAC の適格要件と同じである。内部 TLAC が規制資本商品である場合は、存続不能時 (point of non-viability; PONV) の元本削減またはエクイティ転換に関する要件を含め、バーゼルⅢの要件を満たさなければならない。また、子会社に法的倒産手続が適用されなくても、PONV 条件の下、ホスト国当局によって元本削減やエクイティ転換が行われるものでなければならない<sup>18</sup>。

なお、CMG において母国当局およびホスト国当局は、オンバランスの内部 TLAC の代わりに以下のすべての条件を満たす担保付保証 (collateralized guarantee) の形態をとる内部 TLAC を認めることができる。

- 保証は、代替する内部 TLAC と少なくとも同額が提供されること
- 保証を裏付ける担保は、適度に保守的なヘアカットを適用した上で保証された額を全額カバーするために十分なものであること
- 保証は、バーゼルⅢで求められる損失吸収によって少数株主持分など子会社の他の資本商品に影響を与えない形態をとること
- 保証を裏付ける担保は、拘束 (unencumbered) されていないこと、特に他の保証を裏付ける担保として利用されていないこと
- 担保は、外部 TLAC と同じ満期条件を満たす実効満期 (effective maturity) であること
- 担保を破綻処理対象エンティティから重要サブグループに移す際に、法律上または規制上、オペレーション上の障害がないこと

<sup>17</sup> 重要性に該当するのは、①G-SIB グループの連結リスク・アセットの 5%以上、②G-SIB グループの業務収益の 5%以上、③G-SIB グループの連結レバレッジ・エクスポージャーの 5%以上、④CMG による認定のいずれかを満たした場合である。なお、海外支店については内部 TLAC の適用を受けることはない。

<sup>18</sup> 内部 TLAC の元本削減またはエクイティ転換は、バーゼルⅢが不要としている場合を除いて、破綻処理対象エンティティの法域の関係当局の同意が求められる。

## V TLAC のディスクロージャー、適用時期

TLAC に係るディスクロージャー規制として、G-SIBs は個々の破綻処理対象エンティティ、重要サブグループを構成する子会社における外部・内部 TLAC の額、満期、構成を開示することが求められる。また、G-SIBs は、少なくとも破綻処理対象エンティティにおいて、倒産法の債権者の順位の下、TLAC 適格債務と同順位または劣後する債務の額、満期を開示する必要がある。さらに、重要サブグループで、内部 TLAC を破綻処理対象エンティティに発行している子会社は、内部 TLAC と同順位または劣後する債務を開示しなければならない。

TLAC の適用時期に関しては、前述のとおり、G-SIBs にすでに指定されている銀行への最低 TLAC の適用は、2019 年と 2022 年の二段階の適用となる。また、2016 年から 2018 年末までの間に新たに G-SIBs に指定される銀行については 2022 年から、それ以降に新たに G-SIBs に指定される銀行は指定の日から 36 ヶ月以内に、リスク・アセットの最低 18% およびレバレッジ比率エクスポージャーの最低 6.75% が求められる。

ただし、新興市場国（中国を含む）に本店を置く G-SIBs については、最低 TLAC の適用時期が 6 年後倒しされており、2025 年からリスク・アセットの最低 16% およびレバレッジ比率エクスポージャーの最低 6%、2028 年からリスク・アセットの最低 18% およびレバレッジ比率エクスポージャーの最低 6.75% が求められる<sup>19</sup>。ただし、TLAC タームシート公表後の 5 年以内に新興市場国における金融機関、非金融機関の社債残高が当該国の GDP の 55% を超えた場合は、適用時期が前倒しされることになる<sup>20</sup>。

## VI TLAC 適用の影響に関する分析

FSB やバーゼル委員会、国際決済銀行（BIS）は、TLAC という新しい規制の枠組みを G-SIBs に適用するに当たって、その影響の分析・評価を実施している。具体的には、バーゼル委員会の定量的影響度調査（QIS）に加えて、市場サーベイ、経済的な影響評価、過去の金融危機時の損失・資本再構築の額に関する分析が行われている<sup>21</sup>。

まず、QIS は G-SIBs の 2014 年末のデータを基に実施されている。TLAC 適格債務の劣後性の要件も含め TLAC タームシートの要件にすべて適合する規制資本と TLAC 適格債務は、2014 年末時点の G-SIBs<sup>29</sup> 社平均でリスク・アセットの 13.1%、レバレッジ・エク

<sup>19</sup> 新興市場国の G-SIBs として、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行が指定されている。

<sup>20</sup> 中国の社債残高対 GDP 比は、現在 30~35% 程度とされている（“Chinese banks need €355bn under global ‘too big to fail’ rules,” *Financial Times*, November 11, 2015）。

<sup>21</sup> バーゼル委員会、国際決済銀行（BIS）から各分析について報告書が公表されているが、FSB はそれらの分析を要約したペーパーを策定している（FSB, “Summary of Findings from the TLAC Impact Assessment Studies,” Overview Report, 9 November 2015）。

スポージャーの 7.2%となる<sup>22</sup>。次に、最低 TLAC としてリスク・アセットの 18%またはエクスポージャーの 6.75%の最低基準が適用された場合は、その不足額（劣後性の要件を含む）を 1 兆 1,100 億ユーロと計算している。もっとも、新興国の G-SIBs を除くと 7,550 億ユーロまで不足額は縮小する。

その上で市場サーベイとして、①リスク・アセットの 16%またはエクスポージャーの 6%、②リスク・アセットの 20%またはエクスポージャーの 6%の最低 TLAC の下で、G-SIBs<sup>29</sup> 社の TLAC 不足額と市場規模の比較が行われている。その結果、TLAC タームシートの要件にすべて適合する TLAC の不足額（劣後性の要件を含む）は、グローバルな債券市場の規模（80 兆ユーロ）と比較すると①の場合で 1.0%、②の場合で 1.7%であり、G-SIBs が発行する無担保債券の市場規模（4.5 兆ユーロ）と比べると①の場合で 16.9%、②の場合で 30.7%となる。さらに、FSB がアセット・マネジメント会社を含む市場参加者を対象に実施した調査から、最低 TLAC が適用された場合のスプレッドに対する潜在的影響として、その他 Tier1 資本商品で 26bp、Tier2 資本商品で 19bp、持株会社発行の無担保シニア債で 35bp の上昇が生じるとの結果を明らかにしている。

また、最低 TLAC の適用が経済に与える影響として、G-SIBs が TLAC のコストを貸出金利に転嫁することによる経済全体のファンディング・コストへの影響評価が行われている。G-SIBs が最低 TLAC に適合するコストを借り手に転嫁する場合、G-SIBs の中央値でリスク・アセット比 16%（エクスポージャー比 6%）の場合で 5.4bp、リスク・アセット比 18%（エクスポージャー比 6.75%）の場合で 8.1bp の貸出金利の上昇が生じ、平均的な借り手の貸出金利は前者の場合で 2.2bp、後者の場合で 3.2bp の上昇となる。これをマクロ経済上のコストとして捉えると、長期的コストの中央値は年間 GDP に比べると前者で 2bp、後者で 2.8bp の上昇となり、G-SIBs の市場シェアや金利感応度を考慮して最も保守的に推計しても前者で 10bp、後者で 15bp を下回る水準となる。

一方、最低 TLAC の適用に伴う危機時のコストの減少や危機の発生確率の低下が与える GDP への影響として、TLAC のベネフィットが中央値では年間 GDP 比で 48bp となり、最も保守的な前提とした場合でも 15~20bp のベネフィットが生じるとする。FSB としては、TLAC を導入する場合のコストをベネフィットが上回っており、TLAC を適用することに伴うコストは比較的抑制されるとの結論を導き出している。

## VII TLAC に係るダブルギアリング規制の拡張

FSB が TLAC に関する最終文書を公表したのと同時に、バーゼル委員会は「TLAC の保有（TLAC Holdings）」と題する市中協議文書を公表した<sup>23</sup>。TLAC タームシートでは、

<sup>22</sup> その他にも①TLAC タームシートの基準に加えて、バーゼルⅢの下で Tier2 に求められる要件を満たす商品、②TLAC タームシートの基準のうち劣後性要件以外の要件をすべて満たす商品、③すべての無担保債務という前提の下で分析が行われている。

<sup>23</sup> BCBS, “TLAC Holdings,” Consultative Document, November 2015 (<http://www.bis.org/bcbs/publ/d342.pdf>). なお、2016年2月12日にパブリック・コメントの提出期限が設定されている。

波及リスクの抑制の観点から他の G-SIBs が発行した適格外部 TLAC へのエクスポージャーに関して、G-SIBs はバーゼルⅢの規制資本からの控除、いわゆるダブルギアリング規制と同様の控除を求める方針が示されている。市中協議文書は、TLAC 保有に係る資本控除の具体的な方法を提案するものである。

市中協議文書は、G-SIBs のみならずバーゼル規制の対象となる国際的に活動する銀行を対象に、バーゼルⅢのダブルギアリング規制の中で G-SIBs が発行する TLAC（規制資本以外）を Tier2 資本として扱うことを提案している。具体的には以下のとおり。

- 銀行が発行体の普通株式の 10%未満を保有する場合、当該発行体の TLAC の保有に関しては、一定の基準の下、銀行の Tier2 資本から控除<sup>24</sup>
- 銀行が発行体の普通株式の 10%超を保有する場合、当該発行体の TLAC の保有に関しては、銀行の Tier2 資本から全額を控除

さらに、G-SIBs に関しては、①自己の TLAC を保有している場合、②TLAC ポジションを意図的に引上げることが目的として TLAC を相互に持合っている場合には、バーゼルⅢと同様、規制資本から TLAC の全額を控除することを提案している。

## VIII 今後の注目点

FSB が公表した TLAC に係る市中協議文書は、リスク・アセット比で 16~20%かつバーゼルⅢレバレッジ比率の最低 2 倍という最低基準を提案していた。したがって、最終文書が示した最低 TLAC の水準は想定された範囲であり、また TLAC の不足額も明らかにされたことから、市場参加者の間では冷静に受け止められているように思われる。また、日本の G-SIBs には、預金保険制度に関連してリスク・アセット比 16%の場合に 2.5%と同額ということに加えて、18%の場合に 3.5%と同額を最低 TLAC に算入することが認められたことも好感されたように思われる。

今後の TLAC に関するより重要な焦点は、各国がどのような TLAC の規制の枠組みを導入するかである。第一に、破綻処理戦略の選択によってグループ内で規制対象となるエンティティが異なり、適格 TLAC の発行エンティティが異なる。例えば、持株会社を採用する G-SIBs において SPE が適用される場合、原則として持株会社発行の商品は TLAC 適格となるが、子会社が発行するものは適格要件を満たさない。一方、MPE が適用される G-SIBs の場合であれば、破綻処理対象エンティティに該当する銀行や銀行子会社が発行するものが TLAC の適格要件を満たす。また、SPE の場合、海外子会社には持株会社に損失を移すための内部 TLAC が求められる一方で、国内子会社の損失を持株会社にどのように移すかに関しては最終文書では具体的な枠組みは定められておらず、各国が独自に

<sup>24</sup> バーゼルⅢのダブルギアリング規制では、連結対象外の銀行、保険会社、その他金融機関への資本商品に対する投資金額をすべて合計し、CET1 の 10%を超過する場合は、コレスポンディング・アプローチを適用して各資本カテゴリー（CET1、Tier1、Tier2）から資本控除を行うことが求められている。

対応を図ることが想定される。いずれにしても、TLAC の規制の枠組みにおいては、SPE か MPE かが決定的な要素となる。

第二に、各国が TLAC タームシートの要件をどのように満たすかによって、TLAC 適格商品の性質が異なる。例えば、TLAC 適格債務には、TLAC から除外される債務に対する劣後性が求められており、そのために契約上の劣後、法的劣後、構造劣後という選択肢がある。持株会社形態の G-SIBs で SPE が適用される場合は構造劣後が選択されることが想定される。一方、BRRD という EU 共通の破綻処理制度を導入している EU 加盟国でも対応は異なる可能性がある。ドイツは 2015 年 11 月に無担保シニア債を他のシニア債務に劣後させる、すなわち法的劣後を満たす法改正を行っている一方、他の EU 加盟国が劣後性をどのように満たすのかは明らかではない<sup>25</sup>。

第三に、FSB が示した基準は G-SIBs 共通の最低基準であって、各国はそれを上回る TLAC 規制を適用する可能性がある。例えば、最終文書はレバレッジ比率エクスポージャー最低基準について各国当局の裁量の下で共通最低基準を上回る水準またはバッファの設定を行うことを認めている。実際、2015 年 10 月に公表された米国の TLAC に関する規則提案では、リスク・アセット比は FSB の共通基準と同じである一方、レバレッジ比率エクスポージャー比は 9.5% とより高い水準が示されている<sup>26</sup>。また、スイスでは、リスク・アセット比が 28.6%、レバレッジ比率エクスポージャー比が 10% といずれも共通基準を上回る TLAC 規制が決定している<sup>27</sup>。さらに、最終文書は、G-SIBs の母国当局が秩序ある破綻処理のために適切かつ必要と判断した場合、会社固有最低 TLAC として共通最低基準を上回る水準を求めることができることを定めている。

最低 TLAC の適格要件を満たす資本商品や債務に該当するか否かは、G-SIBs に破綻処理が実施された場合に投資家に異なる結果をもたらす。例えば、SPE の下では持株会社発行の TLAC 適格商品は元本削減、エクイティ転換を通じた損失負担が求められるのに対して、子会社発行の債務等には影響が生じない可能性が高い。現時点で日本を含む多くの G-SIBs に関しては、SPE か MPE かどのような破綻処理戦略が適用されるのかが明らかではない。今後、G-SIBs にどのような破綻処理戦略が適用され、どのように TLAC タームシートの要件を満たしていくのかという点を含め、各国における TLAC 規制の枠組みの具体化の動きに注目していく必要があるだろう。

<sup>25</sup> “FSB sets TLAC roadmap but national implementation key,” Reuters, November 13, 2015.

<sup>26</sup> 小立敬「FRB が明らかにした米国版 TLAC に関する提案」『野村資本市場クォーターリー』2016 年冬号を参照。

<sup>27</sup> 神山哲也「スイス版 TBTF 規制への対応を兼ねたクレディ・スイスの新経営戦略」『野村資本市場クォーターリー』2016 年冬号を参照。

参考 1 G-SIBs リスト (2015 年 11 月更新)

バケット	G-SIBs
5 (3.5%)	(空バケット)
4 (2.5%)	HSBC (英) JP モルガン・チェース (米)
3 (2.0%)	バークレイズ (英) BNP パリバ (仏) シティグループ (米) ドイチェ・バンク (独)
2 (1.5%)	バンク・オブ・アメリカ (米) クレディ・スイス (スイス) ゴールドマン・サックス (米) 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (日) モルガン・スタンレー (米)
1 (1.0%)	中国農業銀行 (中) 中国銀行 (中) バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (米) 中国建設銀行 (中) BPCE グループ (仏) クレディ・アグリコール・グループ (仏) 中国工商銀行 (中) ING バンク (オランダ) みずほフィナンシャルグループ (日) ノルディア (スウェーデン) ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド (英) サンタンデール (スペイン) ソシエテ・ジェネラル (仏) スタンダード・チャータード (英) ステート・ストリート (米) 三井住友フィナンシャルグループ (日) UBS (スイス) ウニ・クレディット・グループ (伊) ウェルズ・ファーゴ (米)

(注) 各バケットにおけるパーセンテージの値は、当該バケットに含まれる G-SIBs に適用される G-SIB サーチャージを表している。G-SIB サーチャージは規制資本バッファの一部として 2016 年から段階適用が始まる。

(出所) FSB, “G-SIBs as of November 2015 allocated to buckets corresponding to required level of additional loss absorbency,” (<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/2015-update-of-list-of-global-systemically-important-banks-G-SIBs.pdf>)



## 参考2 TLAC タームシート

1.目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該基準の目的は、G-SIBs が破綻処理および破綻処理直後において、納税者資金（公的資金）を用いることなくまたは金融の安定にリスクをもたらしことなく、重要な機能を継続することを確保するために必要な損失吸収力および資本再構築力を有することを確かなものとするものである。</li> </ul>
2.対象会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）である。ただし、セクション 21 に定める経過措置を適用する。</li> </ul>
3.最低外部 TLAC 規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G-SIBs は、バーゼルⅢフレームワークに規定される最低資本規制とともに、最低外部総損失吸収力（最低 TLAC）という新たな規制の適用を受けること。最低 TLAC 要件は、当該タームシートに従って適用される。</li> <li>●最低 TLAC 要件は、各 G-SIB における個々の破綻処理対象エンティティに対して適用する。破綻処理対象エンティティとは、G-SIB の破綻処理戦略に従って破綻処理ツールが適用されるエンティティである。破綻処理戦略によって、破綻処理対象エンティティは、親会社、中間持株会社または最終持株会社、業務子会社となる。G-SIB は 1 以上の破綻処理対象エンティティを有する。</li> <li>●破綻処理対象エンティティおよび直接的に（直接子会社）または間接的に破綻処理対象エンティティの子会社を通じて（間接子会社）、破綻処理対象エンティティに所有または支配（control）されるエンティティであって、それ自身は破綻処理対象エンティティまたは他の破綻処理対象エンティティの子会社ではないエンティティが、破綻処理対象グループを形成する。個々の破綻処理対象エンティティおよび個々の破綻処理対象エンティティの直接子会社または間接子会社が単一の破綻処理対象グループの一部となる。</li> <li>●各破綻処理対象エンティティに対する最低 TLAC 要件は、各破綻処理対象グループの連結バランスシートに関連づけて設定される。</li> <li>●複数の破綻処理対象エンティティおよび破綻処理対象グループを有する G-SIBs においては、各破綻処理対象グループの連結バランスシートは、同一の G-SIB の他の破綻処理対象グループのエンティティに対するエクスポージャーを含めて計測する。当該エクスポージャーが TLAC 適格なものである場合には、TLAC リソースから控除すること。</li> <li>●破綻処理対象エンティティが破綻処理対象エンティティでもある親会社に発行した外部 TLAC へのエクスポージャーもまた控除すること。G-SIBs の母国当局および関係するホスト国当局は、危機管理グループ（CMG）において、子会社の破綻処理対象エンティティと親会社の破綻処理対象エンティティの間の控除の割当てについて検討し、破綻処理戦略に照らして適切かつ一致している場合、合意すること。すべての場合において、親会社での控除は、親会社に寄与する子会社の最低 TLAC 要件を上回る TLAC の額（余剰 TLAC）を差し引いた（つまり、サードパーティの投資家に寄与する余剰 TLAC を取り除く）子会社の TLAC に対する親会社のエクスポージャーを下回ることではない。こうした余剰の計算は、下記のパラグラフに沿って合意された調整を考慮に入れること。結果として生じる控除のロケーションの変化は、G-SIB に適用されるすべての規制要件を踏まえて、G-SIBs の破綻処理戦略と一致させなければならない。</li> <li>●複数の破綻処理対象エンティティおよび破綻処理対象グループがある G-SIBs について、同一 G-SIB の破綻処理対象エンティティの最低 TLAC 要件の合計が G-SIB が単一の破綻処理対象エンティティしか有していなかった場合の最低 TLAC 要件を上回る場合には、G-SIBs の母国および関係するホスト国の当局は、CMG で議論し、適切でありかつ G-SIBs の破綻処理戦略に沿っている場合、当該差異を最小化または解消するための調整を認めること。それによって母国およびホスト国の法域間のリスク・アセットの計測の違いによって生じる差異が調整される。しかしながら、破綻処理対象グループ間のエクスポージャーから発生する差異の解消には適用できない。どのような場合であっても、G-SIB の連結バランスシートに関して、破綻処理対象エンティティの最低 TLAC 要件の合計はセクション 4 に規定する最低基準を下回ってはならない。</li> </ul>
4.最低 TLAC の水準調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低 TLAC は、2019 年 1 月 1 日から破綻処理対象グループのリスク・アセット（TLAC リスクアセット・ミニマム）の最低 16%、2022 年 1 月 1 日以降は最低 18%でなければならない。当該要件は、適用される規制資本（バーゼルⅢ）バッファーを含んでおらず、それは TLAC リスクアセット・ミニマムに対して追加的に満たさなければならない。</li> <li>●最低 TLAC は、2019 年 1 月 1 日からバーゼルⅢレバレッジ比率の分母（TLAC レバレッジ・エクスポージャー・ミニマム）の最低 6%、2022 年 1 月 1 日以降はバーゼルⅢレバレッジ比率の分母の最低 6.75%でなければならない。当該要件は、各国当局が共通の最低基準を上回る要件を設定することまたは TLAC レバレッジ・エクスポージャー・ミニマムに追加してバッファーを設けることを妨げるものではない。</li> </ul>

5.追加的な会社固有の外部 TLAC 規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 破綻処理対象エンティティの母国当局は、CMG と協議しつつ、レゾルバビリティ・アセスメント・プロセス (RAP) の下、秩序ある破綻処理を適用し、金融の安定に対する影響を最小化し、重要な機能の継続性を確保し、または高い信託とともに公的資金を損失にさらすことを回避するために必要かつ適切であると判断される場合には、共通の最低 TLAC を上回る会社固有の追加的な要件を適用すること。</li> </ul>
6.資本規制との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低 TLAC は、最低規制資本要件の追加規制である。</li> <li>● 最低規制資本要件を満たすものとして考慮される資本はまた、以下の条件の下においても最低 TLAC 要件を満たす。       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 最低 TLAC を満たすために使われるコモネクイティ Tier1 (CET1) 規制資本は、規制資本バッファーに利用できない</li> <li>b. 非 CET1 規制資本商品については、破綻処理対象エンティティの法域外の法律の下で発行できるのは、当該法律の下、破綻処理対象エンティティの破綻処理当局の破綻処理ツールまたはその他の法的な元本削減または転換の権限の適用が、破綻処理またはその他の元本削減もしくは転換の実施を認識した場合の強制的な法的条件または法的にエンフォースメント可能な契約条件に基づいて、法的に有効でエンフォースメントできる場合である。</li> <li>c. 破綻処理対象エンティティの法域外の法域に所在する破綻処理対象エンティティの子会社が発行する非 CET1 規制資本商品については、関係する母国およびホスト国当局の合意の下、子会社に法的破綻手続を開始することなく、子会社の存続不能時 (the point of non-viability) に元本削減またはエクイティへの転換が可能なものでなければならない。</li> <li>d. 最低 TLAC を満たすために用いられる規制資本商品は、直接的または間接的に破綻処理対象エンティティの関係者 (例えば、同一グループの他の破綻処理対象エンティティ) からファンディングを受けてはならない。ただし、CMG において破綻処理戦略と一貫性があることについて、関係する母国当局およびホスト国当局の合意がある場合を除く。</li> <li>e. 重要サブグループ (セクション 17 に規定) の一部を構成するエンティティから発行されている規制資本商品は、母国当局およびホスト国当局の間に、そのエクイティへの転換が破綻処理戦略と一致しないエンティティの支配権の変更につながらないという合意がある場合にのみ、最低 TLAC として考慮できる。</li> <li>f. 2022 年 1 月 1 日以降、最低 TLAC を満たす規制資本商品は、セクション 7 から 14 の要件を満たすとともに、破綻処理対象エンティティから直接発行されたものに限られる。ただし、以下の場合を除く。           <ol style="list-style-type: none"> <li>i) パーゼル III フレームワークのパラグラフ 62 に定める規則の下、連結破綻処理対象エンティティの CET1 と認められる限りにおいて、破綻処理対象エンティティの破綻処理対象グループの一部を構成する子会社から発行された CET1 規制資本</li> <li>ii) 加盟協同組織銀行および金融機関のソルベンシーと流動性を保護するための金融機関の保護スキームまたはその他の協力的な相互扶助システムが設けられている協同組織銀行または加盟金融機関が発行する規制資本商品：規制資本商品が上記 a. から e. の要件を満たす場合</li> </ol> </li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 債務がセクション 9(d) に規定する 1 年という最低残存期間に達したまたは期限が到来したその他 TLAC の質を満たさない債務を借り換ええない場合、G-SIB は、パーゼル III の総資本規制に考慮できる期限が到来した Tier2 商品が借り換えられない場合と同様、バッファー要件に抵触することになる。バッファー要件に抵触している間、パーゼル III で適用される自動的な制約が課される。当該 G-SIB は、抵触に対応するため、追加的な規制資本商品またはその他の TLAC 適格商品を発行することを選択する。この点は、期限が到来し借り換えを行わない Tier2 商品におけるバッファー要件の抵触の扱いとまったく同じである。</li> <li>● さらに、破綻した G-SIB が破綻処理の中で損失を吸収するおよび/または資本再構築を実施するために十分な長期債務残高を確保するため、G-SIBs の破綻処理対象エンティティにおいて、①債務の形態をとる Tier1 および Tier2 規制資本商品、②規制資本の適格性がないその他の TLAC 適格商品の合計額が最低 TLAC 要件の 33% 以上であることが望ましい。</li> <li>● 最低 TLAC の抵触および抵触の可能性は、最低規制資本要件の抵触または抵触の可能性として、監督当局、破綻処理当局によって通常は取扱われるべきである。</li> </ul> </li></ul>

7.外部 TLAC 適格商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セクション 7 から 14 に定めるコアな特性は、セクション 6 および 8 に規定する例外を除いて、最低 TLAC を満たすものとして考慮されるすべての商品に適用される。法律が認める限り、セクション 9 に基づき TLAC として認められない、またはセクション 10 に基づき除外債務となる商品および債務については、G-SIB に適用可能な破綻処理法制および破綻処理戦略に従って破綻処理の中で損失が生じる可能性がある。当該タームシートは、当局が適用可能な破綻処理法制の下で保有する、ペイルインまたはその他の破綻処理ツールの適用を通じて破綻処理の中で商品または債務に損失を生じさせる権限を制限するものではない。</li> <li>● 秩序ある破綻処理を支えるために、特に金融機関の重要な機能に継続性を与えるために必要なものとして、破綻処理のファンディング・コスト（損失をカバーし資本再構築の必要性に適うためのコスト）と一時的な破綻処理ファンディングを供与することが求められる当局から与えられた、破綻処理における G-SIB の資本再構築を図ることに対する信頼のある事前のコミットメントは、関係当局の合意があり、当該供与の際にシニア債権者が損失を負担することが求められないこと、供与される額に関して法律で特に制限されていないことを含め、供与を図ることに法的な障害がない限りにおいて、金融機関の最低 TLAC として考慮される。当該コミットメントは、業界からの事前徴収でまかなわれることが求められ、TLAC リスク・アセット・ミニマムが 16% の時にはリスク・アセットの 2.5% と同額、TLAC リスク・アセット・ミニマムが 18% の時にはリスク・アセットの 3.5% と同額を破綻処理対象エンティティの最低 TLAC として考慮できる。</li> </ul>
8.発行体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部 TLAC は破綻処理対象エンティティによって直接発行され維持されなければならない。ただし、以下の場合は例外である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. バーゼルⅢフレームワークの paragraph 62 に規定する規則の下、連結破綻処理対象エンティティの CET1 として認められる限りにおいて、破綻処理対象エンティティの破綻処理対象グループの一部を構成する子会社が発行し、サードパーティが保有する CET1 規制資本</li> <li>b. 加盟協同組織銀行および金融機関のソルベンシーと流動性を保護するための金融機関の保護スキームまたはその他の協力的な相互扶助システムが設けられている協同組織銀行または加盟金融機関が発行する規制資本商品：規制資本商品がセクション 6 の a. から e. の要件を満たす場合</li> <li>c. 破綻処理対象グループの子会社から発行されサードパーティが保有する上記 a. で規定する CET1 以外の規制資本商品は、2021 年 12 月 31 日までは最低 TLAC を満たすものとして利用できる</li> <li>d. 2022 年 1 月 1 日以前に破綻処理対象エンティティの完全子会社であり直接所有されるファンディング・エンティティが間接的に発行する債務については、以下の条件を満たす場合に最低 TLAC に利用できる <ul style="list-style-type: none"> <li>i) ファンディング・エンティティの資産が TLAC 商品の適格性基準（セクション 9）に適合しているまたは上回ることを含め、バーゼルⅢフレームワークの paragraph 65 に規定する規則に従って発行されていること</li> <li>ii) 発行された TLAC が破綻処理の開始後に破綻処理対象エンティティの損失を吸収することが法的に確実であること</li> <li>iii) 母国およびホスト国の当局が CMG において完全子会社であるファンディング・エンティティを通じて発行されることに合意すること</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
9.適格性基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TLAC 適格商品は、以下のすべての要件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 払込み済みであること</li> <li>b. 無担保であること</li> <li>c. 破綻処理における損失吸収力を損なう相殺またはネットティングの権限の下にないこと</li> <li>d. 最低残存契約期間が最低 1 年または永久（満期日なし）であること</li> <li>e. 保有者によって期限前に償還されないこと（つまり、行使可能なプットを含まないこと）</li> <li>f. 破綻処理対象エンティティまたは破綻処理対象エンティティの関係者によって直接的または間接的にファンディングされていないこと。ただし、関係する母国当局およびホスト国当局が CMG において、破綻処理対象エンティティの親会社に対して発行された TLAC 適格商品または債務を破綻処理対象エンティティの外部 TLAC とすることを認めることが破綻処理戦略と一致していることに合意する場合はこの限りではない。</li> </ul> </li> <li>● さらに、適切な当局は、G-SIB が資本市場へのアクセスが一時的に困難になっても TLAC ポジションが維持できるよう G-SIBs の TLAC の満期プロフィールが適切なものであることを確認すること。</li> </ul>

<p>10. TLAC 除外債務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TLAC 適格商品から以下のものは除外される。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 保険対象預金</li> <li>b. 要求払い預金、短期預金 (当初満期が 1 年未満)</li> <li>c. デリバティブから生じる債務</li> <li>d. デリバティブにリンクした性質を有する債務: ストラクチャード・ノートを含む</li> <li>e. 契約以外で生じる債務: 税金債務を含む</li> <li>f. 破産法の下、無担保シニア債権者に優先する債務</li> <li>g. 発行体に係る根拠法の下、ベイルインが適用されない債務、または不利な訴訟、妥当な損害賠償請求の重大なリスクを生じることなく破綻処理当局が元本削減またはエクイティ転換をすることができない債務</li> </ol> </li> </ul>
<p>11. 優先劣後関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適格 TLAC は一般に、破産時または破綻処理、すべての場合において、不利な訴訟、妥当な損害賠償請求の重大なリスクを生じることなく TLAC 除外債務の前に損失吸収することが求められ、当局はこのことを債権者等に明らかにしなければならない (セクション 20 にディスクロージャーの要件を規定)。</li> <li>● 適格外部 TLAC が TLAC 除外債務の前に損失吸収することを確保し、それによって G-SIB が確実に実行可能性をもってレゾルバビリティを確保するという目的を支えるには、適格商品は以下のいずれかの要件を満たさなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、除外債務に対して契約上劣後していること (契約上の劣後)</li> <li>b. 破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、除外債務に法的順位が劣後していること (法的劣後)</li> <li>c. 破綻処理対象エンティティのバランスシートにおいて、TLAC 適格商品と同順位 (pari passu) または劣後する除外債務をバランスシートに有さない破綻処理対象エンティティ (例えば、持株会社) が発行していること (構造劣後)</li> </ol> </li> <li>● 除外債務に対する適格外部 TLAC の劣後性に関して、以下のすべてを満たす場合は適用除外とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) TLAC 適格債務と同順位または劣後する破綻処理対象エンティティのバランスシート上の除外債務 (セクション 10) の額が破綻処理対象エンティティの適格外部 TLAC の 5% 以内</li> <li>ii) G-SIB の破綻処理当局が、破綻処理の中で同順位の債権者間で異なる扱いができる権限があること</li> <li>iii) 破綻処理の中で除外債務を有利に取扱うことが、不利な訴訟、妥当な損害賠償請求の重大なリスクを生じないこと</li> <li>iv) そのことがレゾルバビリティに対して重大な影響を与えないこと</li> </ol> </li> <li>● すべての場合において、適格外部 TLAC を除外債務に劣後させる手段、不利な訴訟または妥当な損害賠償請求のリスク、破産または破綻処理においてどの債権者に損失を負担させるかという順位の透明性は、CMG で議論し、RAP を通じてレビューされる。提訴のリスクを評価するには、当局はとりわけ、①除外債務の額、もしあれば債権者クラスの中で TLAC と同順位の除外債務、②破綻処理対象エンティティに適用できる破綻処理法制、③破綻処理対象エンティティの破綻処理戦略を検討すること。</li> <li>● セクション 11 に規定する劣後性の要件は、セクション 10 に規定される TLAC の除外債務がベイルイン・ツールの範囲から法的に除外され、その結果、ベイルインを利用する破綻処理において法的に元本削減またはエクイティ転換ができない法域では、適用されない。この場合、除外債務と同順位で、ベイルイン・ツールの対象に含まれ、TLAC の適格基準を満たす債務は、破綻処理の中で損失吸収が可能であるため、TLAC の基準を満たすことができる。当該オプションを利用する場合は、不利な訴訟または妥当な損害賠償請求の重大なリスクをもたらすことがないこと、TLAC 適格債務の条件はベイルインの適用を受けることを明示することを当局は確保しなければならない。</li> <li>● 破綻処理法制に規定される例外的な状況の下で、破綻処理当局がセクション 10 に規定する TLAC 除外債務のすべてをベイルインの対象から除外または一部除外する法域においては、関係当局は、外部 TLAC として考慮できる一方で、破産法の債権順位においては除外債務と同順位の債務について、TLAC リスク・アセット・ミニマムが 16% の場合は破綻処理対象エンティティの最低 TLAC 要件においてリスク・アセットの 2.5% と同額まで、TLAC リスク・アセット・ミニマムが 18% の場合はリスク・アセットの 3.5% と同額まで寄与させることができる。当該オプションを利用する場合は、当局はベイルインの対象から債務を除外または一部除外する能力が不利な訴訟または妥当な損害賠償請求の重大なリスクをもたらすことがないようにしなければならない。</li> <li>● 当該セクションにおいて、1 つの特例を利用する破綻処理対象エンティティは他の特例を利用することはできない。</li> </ul>

12.早期償還の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● G-SIBs は、償還が G-SIBs の TLAC 要件の抵触につながる場合、監督当局の承認なく期限前に適格外部 TLAC を償還することができない。</li> </ul>
13.根拠法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適格外部 TLAC は、破綻処理対象エンティティが設立された法域の法律を根拠としなければならない。他の法域の法律の下、破綻処理対象エンティティの破綻処理当局による破綻処理ツールの適用が、破綻処理措置の実施を認識した場合に強制力をもった法的条件または法的にエンフォースメント可能な契約条件に基づいて、有効かつエンフォースメント可能な場合には、他の法域の法律に基づいて適格外部 TLAC を発行できる。</li> </ul>
14.トリガー（外部に対して発行する TLAC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適格外部 TLAC は、破綻処理当局が破綻処理において実効的に元本削減またはエクイティ転換を行うことを認める契約上のトリガーを含んでいるか、法的メカニズムの下に置かれていなければならない。</li> </ul>
15.投資家に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 波及リスクを抑制するため、G-SIB は他の G-SIBs が発行した適格外部 TLAC 商品または債務に対するエクスポージャーについて、銀行が自己の規制資本から他の銀行の規制資本に対する一定の投資の控除を求めるバーゼルⅢの既存要件と同様の方法で、自己の TLAC または規制資本から控除しなければならない。</li> <li>● バーゼル委員会は当該要件について、非 G-SIBs の健全性に関する取扱いも含めてさらに具体化を図る見通しである。</li> </ul>
16.内部 TLAC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部 TLAC の主な目的は、母国およびホスト国の当局間の協力と、破綻処理対象エンティティの母国法域外に所在する破綻処理対象グループの間で損失吸収力と資本再構築力の適切な配分を確保することによる効果的なクロスボーダーの破綻処理戦略の適用を支えることである。</li> <li>● 内部 TLAC は、破綻処理対象エンティティが重要サブグループにコミットする損失吸収力に係るものである。重要サブグループは、以下のすべてを満たす破綻処理対象エンティティの 1 以上の直接子会社または間接子会社で構成される。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. それ自身は破綻処理対象エンティティではない子会社</li> <li>b. G-SIB の他の重要サブグループの一部を構成していない子会社</li> <li>c. CMG が、重要サブグループに含まれる子会社が複数の法域で設立されていることが破綻処理戦略を支え、重要サブグループの中で内部 TLAC が適切に配分されることを確保するために必要と認められた場合を除いて、破綻処理対象エンティティの母国外の同一法域で設立されている子会社</li> <li>d. 単体または子会社連結ベースでセクション 17 に規定する少なくとも 1 つの基準を満たす子会社</li> </ol> </li> <li>● G-SIB は 1 つの法域において 1 以上の重要サブグループを有する。</li> <li>● セクション 17 に規定する 1 以上の基準に該当する子会社のホスト国当局は、破綻処理戦略の効果的な適用と内部 TLAC の目的を実現する方法によって、その法域における重要サブグループの構成と内部 TLAC の配分を決定する。それは、重要サブグループが属する破綻処理対象グループの破綻処理対象エンティティの母国当局および CMG との協議の下で行われる。</li> <li>● 重要サブグループは、セクション 18 および 19 に沿って、内部 TLAC の要件を満たす債務および商品の最低基準（最低内部 TLAC）の規制の適用を受けることになる。当該原則は、セクション 5 に沿って、追加的な会社固有の外部または内部 TLAC の要件または G-SIB のローカル子会社に対して同様の要件を課すホスト国当局の法的権限を制限するものではない。その際、ホスト国当局はその法域における類似の会社に適用される TLAC 要件を十分に考慮すること。特に、破綻処理対象エンティティの法域の当局は、内部 TLAC 要件（または同様の要件）をその法域の子会社または子会社グループに適用することを決定する。</li> <li>● 支店は自らが属するリーガル・エンティティに適用される外部または内部 TLAC とは別に、内部 TLAC 要件が課されることはない。</li> </ul>
17.重要サブグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 破綻処理対象エンティティのサブグループは、子会社単独または子会社連結ベースでサブグループを構成する子会社がサブグループのレベルで少なくとも以下の 1 つの基準を満たす場合に、内部 TLAC 要件を適用する目的で「重要」と判断される。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. G-SIB グループの連結リスク・アセットの 5% 以上であること</li> <li>b. G-SIB グループの業務収益の 5% 以上であること</li> <li>c. G-SIB グループの連結レバレッジ・エクスポージャーの 5% 以上の総レバレッジ・エクスポージャーであること</li> <li>d. 会社の CMG によって会社の重要な機能の実行に重要であると認定されること（当該セクションの他の基準への適合の有無にかかわらず）</li> </ol> </li> <li>● 重要サブグループのリストおよびその構成については、CMG 内の母国およびホスト国の当局によって年次ベースでレビューされ、必要に応じて関係するホスト国当局によって修正されること。</li> </ul>

18.内部 TLAC 規制の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TLAC は一般に、重要サブグループのエクスポージャーの規模およびリスクに応じて破綻処理対象グループの中で必要に応じて配分されること。</li> <li>● 個々の重要サブグループは、ホスト国当局の計算によって、重要サブグループが破綻処理対象グループである場合に適用される外部最低 TLAC 要件の 75%から 90%を内部 TLAC として維持すること。当該範囲内の実際の最低内部 TLAC は、破綻処理対象グループの母国当局と協議の上、重要サブグループのホスト国当局によって決定されること。</li> <li>● ホスト国の当局は、内部 TLAC の分母となる重要サブグループの子会社連結ベースのバランスシートを計測する。同じ重要サブグループ内のエンティティ間のエクスポージャーは子会社連結のバランスシートには含まれないが、重要サブグループ内のエンティティにおける重要サブグループの外の G-SIB の他のエンティティに対するエクスポージャーは子会社連結のバランスシートに含むこと。</li> <li>● 母国と関係するホスト国の当局の間で他の合意がなければ、内部 TLAC は重要サブグループのバランスシートに事前配置 (pre-positioned) し、それを G-SIB の破綻処理対象グループのクロスボーダーの実効的な破綻処理戦略を支えるために十分な水準とすること。事前配置されない TLAC は、必要に応じて破綻処理戦略の実施を支えるために直接子会社または間接子会社の資本再構築に用いることができるようにしておくこと。当局はそのために法的、オペレーション上の障害がないことを確認しておくこと。</li> <li>● 破綻処理対象エンティティは少なくとも、供与したもしくは供与をコミットした内部 TLAC と、破綻処理対象エンティティ自体のバランスシートの重大なリスクをカバーするために必要な TLAC の合計と同額の外部 TLAC を発行し、維持しておくこと。もっとも、外部 TLAC は連結効果によってのみ小さくなることもある。</li> </ul>
19.適格内部 TLAC のコアな特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適格内部 TLAC のコアな特性は、適格外部 TLAC と同様である (ただし、発行体および保有が認められる者を除く)。セクション 10 で適格外部 TLAC から除外される債務は、適格内部 TLAC から除外される。</li> <li>● 子会社の内部 TLAC 商品は、セクション 10 で定められる除外債務のカテゴリーに該当する当該子会社の債務に法的にまたは契約上劣後すること。</li> <li>● 規制資本商品に適合する内部 TLAC は、存続不能時の元本削減および転換に関する要件も含め、バーゼルⅢの関連する要件を満たしていること。重要サブグループに属する子会社から外部に発行され、サードパーティが保有する CET1 以外の規制資本商品は、当該重要サブグループの内部 TLAC 要件として 2021 年 12 月 31 日までは考慮されるが、母国およびホスト国の当局が、エクイティ転換が破綻処理戦略と一致しない当該エンティティの支配権の変化をもたらさないと認めた場合に限られる。</li> <li>● 内部 TLAC は、法的枠組みに沿ってホスト国当局の決定により、子会社の法的破綻処理手続が開始されていなくても、存続不能時においてホスト国当局による元本削減および/またはエクイティ転換の下に置かれること。内部 TLAC の元本削減またはエクイティ転換は、破綻処理対象エンティティの法域の関係当局の同意の下に置かれる。ただし、当該同意は不要であるとバーゼルⅢが定める状況においてはその限りではない。</li> <li>● そのことは、仮に母国当局の同意が得られないとしても、内部 TLAC に自らの破綻処理のペイルインまたはその他の破綻処理権限を適用するホスト国当局について、必ずしも妨げるものではない。</li> <li>● CMG において母国および関係するホスト国当局は共に、オンバランスシートの内部 TLAC を以下のすべての要件を満たす場合、担保付保証の形態をとる内部 TLAC に代替することを認めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保証は代替する内部 TLAC と少なくとも同額が提供されること</li> <li>b. 保証を裏付ける担保は、適度に保守的なヘアカットの後、保証された額を全額カバーできる十分なものであること</li> <li>c. 保証は、バーゼルⅢで求められる損失吸収によって少数株主持分など子会社の他の資本商品に影響を与えない形態をとること</li> <li>d. 保証を裏付ける担保は拘束 (unencumbered) されていなく、特に他の保証を裏付ける担保として利用されていないこと</li> <li>e. 担保は、外部 TLAC と同じ満期条件を満たす実効満期 (effective maturity) であること</li> <li>f. 担保を破綻処理対象エンティティから重要サブグループに移す際に、法的、規制上、オペレーション上の障害がないこと</li> </ul> </li> </ul>

20.適格 TLAC に関する G-SIB の ディスク ロージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● G-SIBs は、個々の破綻処理対象エンティティによって、また重要サブグループの一部を構成し破綻処理対象エンティティに内部 TLAC を発行する個々のリーガル・エンティティにおいて、維持される外部および内部 TLAC の額、満期、構成を公表すること。</li> <li>● 少なくとも破綻処理対象エンティティは、倒産法における債権順位の下、TLAC 適格の債務と同順位または劣後するあらゆる債務の額、質、満期を公表すること。</li> <li>● 重要サブグループを構成し、内部 TLAC を破綻処理対象エンティティに発行しているエンティティは、破綻処理対象エンティティに対して発行された内部 TLAC と同順位または劣後するあらゆる債務を公表すること。</li> <li>● バーゼル委員会が当該要件をより具体化する。</li> </ul>
21.適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2015 年末以前に FSB によって G-SIBs として指定されその後も指定され続ける会社で、新興市場国 (EME) に本店を置く会社以外の会社は、TLAC 基準を遵守し、2019 年 1 月 1 日から最低 TLAC 要件を満たさなければならない。最低 TLAC 要件はセクション 4 で定めるとおり、少なくともリスク・アセットの 16% およびバーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6% であり、セクション 7 および 11 で定めるリスク・アセット 2.5% が許容される。2022 年 1 月 1 日以降、当該会社は少なくともリスク・アセットの 18% およびバーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6.75% の最低 TLAC 要件を満たさなければならない。セクション 7 および 11 で定めるリスク・アセット 3.5% が許容される。</li> <li>● 現在、EME に本店を置き、2015 年末までに FSB によって G-SIBs として指定されその後も指定され続ける会社は、最低 TLAC 要件として以下を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 2025 年 1 月 1 日までにリスク・アセットの 16%、バーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6% の最低 TLAC 要件</li> <li>ii) 2028 年 1 月 1 日までにリスク・アセットの 18%、バーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6.75% の最低 TLAC 要件</li> </ul> </li> <li>● 適用日は、タームシート公表後の 5 年間に、EME の金融機関、非金融機関の債務証券または社債の残高合計 (BIS 統計を利用して測定、政策銀行による発行は除く) が、EME の GDP の 55% を超えた場合に前倒しされる。</li> <li>● 当該測定基準は 2020 年 11 月までの間に毎年 11 月に実施され、基準値の適切性に関しては 2019 年にレビューされる。55% の閾値に到達した場合、EME の関係当局には、リスク・アセットの 16%、バーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6% の最低 TLAC 要件を開始するまでに 3 年間で与えられ、リスク・アセットの 18%、バーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6.75% の最低 TLAC 要件を開始するのにさらに 3 年間で与えられる。</li> <li>● EME に本店がない会社で、2016 年から 2018 年末までの間に新たに G-SIBs として指定されその後も指定され続ける会社は、2022 年 1 月 1 日までにリスク・アセットの 18%、バーゼルⅢレバレッジ比率の分母の 6.75% の最低 TLAC 要件を満たさなければならない。その後に G-SIBs として指定される会社は、指定日から 36 カ月以内に少なくともその (18%、6.75%) 最低 TLAC 要件を満たさなければならない。</li> <li>● 破綻して破綻処理が開始された G-SIB またはその承継者であるブリッジ・エンティティは、破綻処理を終了し、G-SIB として指定され続ける場合、FSB の TLAC 基準の遵守が再び求められるまでに破綻処理終了日から 24 カ月間の猶予が設けられる。</li> <li>● 再生措置として自発的に債権者との間で債務をエクイティに転換することに合意し、破綻処理外で資本再構築を行った G-SIB は、G-SIB として指定され続ける場合には合意に達した日から FSB の TLAC 基準の遵守が再び求められるまでに 24 カ月間の猶予が設けられる。</li> <li>● G-SIBs の TLAC ポジションに関しては、2019 年 1 月 1 日からディスクロージャーが開始され、モニタリングが始まる。EME に本店を置く G-SIBs については、ディスクロージャーおよびモニタリングは当該 G-SIBs の適用期間の開始時に始めること。</li> <li>● FSB は当該基準の技術的な適用に関するレビューを 2019 年末までに実施する。</li> </ul>